

川崎市教育大綱の今後の取扱い

■ 教育大綱の今後の取扱いの方針（案）

本市における教育振興基本計画である「かわさき教育プラン第2期実施計画」をもって、教育大綱に代える

（理由）

- ①かわさき教育プラン（以下「教育プラン」という。）が、本市の教育施策の根本となる基本理念や基本目標を定めていること
- ②今年度策定する「教育プラン第2期実施計画」は、「総合計画第2期実施計画」と整合を図りながら策定を進めること
- ③「教育プラン第2期実施計画」は、策定過程において議会報告を行うほか、パブリックコメント等を通じた意見聴取を予定していること

（参考資料）

平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（抜粋）（下線は事務局が追記）

（3） 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

川崎市教育大綱の今後の取扱い

■ 策定スケジュール

